

## 当麻町「町長と語ろう『まちづくりトーク』」実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町長と語ろう『まちづくりトーク』(以下「まちづくりトーク」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 まちづくりトークは、町の広聴活動として町長が町内各地域に出向き、まちづくりについての各種情報の提供や意見交換を行うことにより、町民が日頃から感じているまちづくりへの要望、質問、疑問を健全な町政運営に反映させることを目的とする。

### (対象団体)

第3条 まちづくりトークの開催を申込することができる団体は、地区単位(町内会、行政区、地区連合会、公民分館エリア等)の団体か、町内在住または在勤の者で構成する5名以上の団体とする。

### (開催内容)

第4条 まちづくりトークの開催内容は、第2条の規定に基づき、開催しようとする団体(以下「申込者」という。)の意向をふまえて決定する。なお、同催しの司会進行は町が行う。

### (開催日時)

第5条 まちづくりトークの開催日時は、月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月31日から翌年1月5日までを除く。)の午前10時から午後9時の間とし、1回の開催時間は90分程度とする。

### (開催場所)

第6条 まちづくりトークの開催場所は、原則として、町内各地区の公民分館、当麻町公民館まともーる、当麻町農村環境改善センターとし、当該場所の確保は町が行い、会場設営並びに準備は申込者が行う。

### (開催の申込)

第7条 申込者は、開催希望日の3週間前までに、まちづくりトーク開催申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(開催の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申し込みがあったときは、速やかに実施の可否を決定し、まちづくりトーク開催決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(開催の制限)

第9条 町長は、まちづくりトークの開催内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同催しを開催しないものとし、または既に前条の規定により開催の決定がなされていた時はこれを取り消し、さらに開催中であっても中止することができる。

- (1) 開催内容が、特定の個人や団体への誹謗・中傷、個人的な問題であるとき。
- (2) 開催することにより、公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (3) 開催にあわせて、政治、宗教または営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき
- (4) その他まちづくりトークの目的に反し、開催することが適当でない認められるとき。

(広報)

第10条 まちづくりトークの開催結果については、原則として、内容を要約して町広報紙または町公式ホームページ等に掲載するものとする。

(庶務)

第11条 まちづくりトークに係る庶務は、情報発信戦略課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日より施行する。